四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山六二の三、六三、字緑屋万歳川西山一七六八の一、一七六九の二、字緑屋彦坂一七九の一、一七七〇、字緑屋頭無シ一七七一、字奥緑屋一七七二、字緑屋悪谷一七七三の一、一七七三の二、字緑屋上ミ塚丸谷一七七四、字緑屋下モ塚丸谷一七七五の一、一七七五の二、字緑屋藤吉山一七七八、字緑屋才ノ峠一七八四の一、一七八五の一（次の図に示す部分に限る。）、一七八五の三、字日向悪道山二九一六の一、二九一六の二、二九一六の五、二九一六の六、二九一七、二九一八、字御墓山二九五四の一、字高橋山二九五六の二、二九五六の三、二九五六の一六から二九五六の二八まで、字宮ノ上エ二九五八の五から二九五八の一八まで、二九五八の二〇から二九五八の三四まで、二九五八の四三から二九五八の五三まで、字ヤキガ谷二九五九、下阿毘縁字中谷七三七の一から七三七の三七まで、七三七の四四、七三七の四五、七三七の四七、七三七の四八、七三七の五一、七三七の五二から七三七の五五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三七の五六から七三七の六五まで、七三七の六七、字小屋床山七四八、字金井谷山七四九、字滝ノ上山七五〇

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町笠木字小屋ヶ谷二九八一の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町神垣字東ヶ滝谷六四二から六四四まで、字本谷六五三、六五三の二、六五三の三、六五四、字桑ノ木作六五三の一、字新物六七五、六七五の一、字奥湯谷六七三、六七四、六七六、六七七、六八一から六八三まで、字湯谷蔭平六八八、六八九、字大地戸山五六八の一、五六八の二、五六九の一、五六九の二、五七〇から五七五まで、五七八、五七九、五八〇の二、五八一、五八九、五九〇の一、五九〇の二、五九二、五九四、五九七、六〇〇、六〇三、六〇四、字松尾山西平六〇五から六〇八まで、字松尾西平六一〇、六一一の一、六一二の一、六一三、字松尾谷東平六二一、六二二、六二四、六二六、六二七、六二九の一、字畑山五七六、字カシ谷五七六の一、五七七、国府町高岡字三度山九一六の一〇、九一六の五・九一六の七から九一六の九まで・字マムシ谷九一七・九一七の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山九三五、九三五の一、字巌谷九四四の一から九四四の四まで、字大柳内平九四六の二、国府町雨滝字河合谷九五六の三（次の図に示す部分に限る。）、国府町下木原字葦原谷頭二四五、字葦原北平二四六の二、字簗北平二四七の一、字滝ノ口平二四九の一、国府町木原字簗山三一九の一から三一九の四まで、国府町上地字黒滝六〇八の七、八七二の二、八七三の一、八七三の二、八七四、八七五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町茶屋字コブシ谷二六〇の二から二六〇の四まで、字岩貝ノ一　二六一、二六二の一、二六二の二、二六四、字鉾林三一三の二、三一四、字鉄穴山三三六の一、三三六の二、字バンザガ谷三三七の一、三三七の三、字峠ノ前三三八の一から三三八の三まで、三三九の一から三三九の七まで、三三九の九、字ツユゲ埒三四〇、字樋ヶ峠三四一、三四二、字塩ノ木三四三、字菅谷隠地四三三の二、四三四の一、四三四の三から四三四の八まで、四三四の一〇から四三四の一三まで、四三四の一五から四三四の一八まで、四三四の二一から四三四の二五まで、四三四の二七、字宮本林四三六の二から四三六の五まで、字魚切原二八三二から二八三四まで、二八三七、字阿多山二八三九から二八四五まで、字木呂抜二八四六、二八四七（次の図に示す部分に限る。）、二八四七の一、二八四八・字塗田原二八四九・字ニタ松二八五〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八五一、字鉄鋳谷奥二八五九、字鉄鋳谷二八六〇の一から二八六〇の四まで、佐木谷字本谷奥山四九二、字左リ滝山七四二の一から七四二の三まで、七四三、字右滝奥山七四四、字高日向ヨリ右滝山七四五の一から七四五の五まで、七四六の一、七四六の二、字岩平山七六六の一、七六六の三、字岩平右山七六七の一、七六七の二、字鉄クソ谷山七六八の一、七六八の四、字